

平成25年9月2日

理事各位

第93回理事会の議事録

開催日 平成25年8月10日（土）

開催場所 東京都障害者総合スポーツセンター2階集会室

出席者 妻屋理事長 大浜副理事長 赤城専務理事 玉木理事 佐々木理事
澤藤理事 小島理事 伊藤理事 飯塚理事 市川
松本行政書士

スカイプ会議参加者 小林理事 白川理事

オブザーバー 藤田福岡県支部長

委任状提出者 山崎監事 土谷理事 廣島理事

議題

1. 平成25年度臨時総会の提案議案について
2. 公益社団法人移行申請のその後の進展について
3. その他

議事録

【1】平成25年度臨時総会の提案議案について

(諸規定に関する承認事項)

平成25年7月3日に妻屋理事長が全脊連の各県支部長及び各理事に対し《諸規定の改正についてメーリングリストによる意見を求める》案内を行なった。

第93回理事会では、今年度に開催予定の臨時総会に提案する《諸規程》について、各理事からの意見及び上記メーリングリストによる意見を中心とし、検討を行なった。

それぞれの意見に対する対応は、玉木理事を中心として議論を進めた。

尚、青森県支部・広島県支部・岐阜県支部・池添さんは理事長一任の連絡がありました。

《九州ブロックの白川さんからの意見》

1. 会員・会費規定3条2項次に掲げる基準を基に→基準がない（様式2号もない）

対応：会員・会費規定を会員規程・会費規定に分離させ、その中で整理し、成案を臨時総会に諮ります。今回の公益移行認定申請では「公益認定の支部」はなくなりましたので、改正案としては、入会金の項を削除したいと思います。

会員規定・会費規定の改正案は後日連絡します。

2. 資料NO1－5代議員選挙実施規則

第5条条文第9条には項がないので第1項はいらない

第6条2項条文中、「複数名名」となっている

第9条条文中「名簿及を」となっている

第16条条文中「代表理事が報告する」では文脈がおかしい

対応：第5条代議員数は、代議員選出規定により都道府県選挙区の定数以内をもって代

議員定数とする。

「複数名名」→「複数名」・・・に修正する。

「名簿及を」→「名簿を」・・・に修正する。

第16条「代表理事が報告する」→「代表理事に報告する」・・に修正

3. 資料NO1－6代議員選挙に関する内規

選挙事務局は何処に置き、事務経費はどう手当てするのか

対応：代議員選挙の実施管理者は、代表理事から委任します。

選挙を実施する都道府県支部の代表者を定め、都道府県の代表者が選挙事務局及び選挙管理委員の人事権を持つことになります。

代議員選挙の実施に要する費用は、現下の財政状況では法人会計から支出することは困難と判断しています。

4. 資料NO1－8会員資格に関する内規

第8条条文中「権利を有する子ととする」は「権利を有することとする」では

対応：「権利を有することとする」・・・に修正する。

5. 資料NO1－9社員総会運営規程

第6条条文中「開催日の5日前までに」とあるが定款18条3項には「2週間前」とある。また、資料NO1－12社員総会運営に関する内規では「1週間前」となっている。

対応：定時総会において次期定時総会開催県について、慣例では、開催県の発表が行われます。開催県は3月開催の拡大理事会までに「開催要項」を定め、社員に通知します。

社員総会の「議案書」「委任状」「代理人依頼報告書」等々の社員への送達は14日（2週間）前に修正します。

6. 資料NO1－12社員総会運営に関する内規

第6条3項は規定そのものがない

第19条条文中「延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する」となっているが文脈が合わない。「続行」なのに閉会するのか。

対応：社員以外の社員総会参加者については、代表理事と主管支部長の協議により定める。

「延期もしくは続行が決議された場合には、延会を宣言する」・・・に修正。

7. 資料NO1－18理事会の運営規則

第17条条文中「定款〇〇条」数字を入れる。

対応：理事の職務権限規程第5条、第6条、第7条に規定する職務権限を超える行為を行うときは・・・・とする。

8. 資料NO1－12ブロック会運営規定

第6条（3）会計1名とあるが本部との会計とのつながりはどのようになるのか。

また、関連して、支部運営経費はどのようにするのか。

対応：ブロック会運営規定は、熊本県大会で山形県支部からの提案を受け修正した部分が多く、従来のブロック会の運営経費の決め方をほぼ踏襲するものです。ブロック会運営経費・支部運営経費は3,600円の会費にプラスして、ブロック会運営経費・支部運営経費を正会員に負担していただくことになります。法人会計からブロック会運営費・支部運営費の支出を行うことはできない、と考えています。

9、資料NO 1－2 2支部運営規程

第3条7項条文中「居住する都道府県の」の前に「原則として」が入るべき。

資料NO 1－3会員・会費規程第2条（1）ハ）の規定で居住する都道府県でない場合がある。

初期の説明通り都道府県には2つの組織が重なってあると捉えるのか。第10条会員の除名は弁明の余地があったが支部は即刻なのか

対応：代議員選挙規定において代議員の選出は「選挙区毎」＝都道府県単位に行なわれ、選挙権行使は正会員の居住する都道府県毎に行なうことが公益等認定委員会のガイドラインです。公益法人はその運営についても市民が見て容易に理解できることが原則です。

公益等認定法のガイドラインで、代議員性が認められるには、5原則が記載されていることが必要であり、それに抵触する規定は公益認定審査の段階で“否”となり、認定を受けることができません。代議員選挙権という会員固有の権利と支部活動は別のものです。代議員選挙規定の選挙権の保証と支部運営規定法人の自治権とを別のものと考えるときに、支部会員の範囲を社会生活重視・支部の成り立ち重視、特殊な事情、会員の減少、高齢化等々の課題の克服をどのようにするのか。

10、資料NO 1－3 3 経理規程

稟議書秘訣→否決

対応：「秘訣」→「否決」・・・に修正。

《福島県支部五十嵐支部長》

1、《倫理規程》役職員の範囲について定義が必要

役職員だけでなく会員対象

倫理規程に違反した（おそれがある）場合の対処

対応：五十嵐支部長の言う通りで、この法人の会員及び職員は・・・とします。

「法令等の遵守」→「法令等の順守」・・に修正。

役職員とは常勤の理事、非常勤の理事、常勤の監事、非常勤の監事、常勤職員、臨時雇用の職員等の総称です。常勤とはこの法人を主たる勤務先とする者をいい、就業規則上の週40時間勤務でない者も含むことになります。

2、会員・会費規定

9条1項会費の免除を求める事が出来るではなく代表理事に会費の免除の申請書を提出

する事が出来ると具体的にする（会員資格に関する内規と統一する）

対応：第4条正会員で会費の納入が困難な者及び同一世帯に二人以上の正会員がいる世帯は理事会の会費免除の審査を受けて、会費の納入の免除を受けることができる。会費の免除を理事会の審議事項としたのは、東北大震災で、就労の喪失者の救済を追加した、という理由です。

3、会費等納入規定

第2条いつ時点での会員数の会費か明確にする必要がある

分割期毎の会員数の会費では予算がたてられないのではないか

対応：会費の分納は、7月、9月、12月に規程及び内規で定める予定。

4、会員資格に関する内規

第5条法人賛助会員の会費が会員・会費規程と不統一

第4条と第6条一部ダブリ整理する

対応：整理する（統一する）・会員規定と会費規定をに分ける。

5、社員総会運営規程

第11条3議長は社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

1) 社員として出席したものであって、第2条に規定する議決権を有しないことが判明した者。

2) 議長の指示に従わない者。

3) 社員総会の秩序を乱した者。

4) 議長は、議長の指示に従わない発言、議事に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、発言の制限、撤回又は中止させることができる。

内規に規定してあるが一般的な事項なので運営規定に移した方が理解しやすい。

対応：社員総会運営規定8条第2項議長は社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

1) 社員として出席したものであって、第2条に規定する議決権を有しないことが判明した者。

2) 議長の指示に従わない者。

3) 社員総会の秩序を乱した者。

4) 議長は、議長の指示に従わない発言、議事に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、発言の制限、撤回、又は中止させることができる。

6、社員総会運営に関する内規

第4条社員の任期2年は1年の誤り

対応：通常社員の任期は、年数で定めるのではなく選任後2回の通常総会の終了までの

任期を有し、再任を妨げないこととします。定款の附則に定める「最初の役員の任期の起算点と最初の社員の任期の起算点は違います。

社員の任期は、定款附則第5項が適用され、法人登記の時点を起算点とし、役員の任期は平成25年度通常総会（富山県大会）の役員就任承諾日が起算点になります。

（監事の任期は4年がガイドラインですが、理事の任期に合わせます）

《近畿東海ブロック統一意見》

1、資料NO1－8会員資格に関する内規

第3条推薦者は、入会希望者が会員資格を取得した後においても、本人の会費納入義務を始めとして、会員の業務の遂行に道徳的責任を負うものとする。

※公益社団の冠の使用できない支部の支部長が会費納入義務の道徳的責任を負うことには承諾しかねる。規定から削除していただきたい。

回答：会費の収納コストの問題で、従来の連合会の会費の集め方に合理性が認められ、今後も支部を通じて会費を集めることにします。ちなみに国税である所得税の徴収も企業が代理収納の義務を負います。

2、資料NO1－8会員資格に関する内規

第5条本会の年会費、入会金の金額は各会員別に以下の金額とする。

第6条入会を許可されたものは直ちに所定の様式の入会申込書に入会金、年会費等を添えて代表理事に提出しなければならない。

※入会金は、金額も明示されず、今後入会金を設定すると会員獲得の足かせになると予想されるので入会金の文言を削除してください。

回答：入会金について、削除の方向で会費規定からの削除を今年度の臨時総会で規定の改訂をお願いする予定です。

第2回公益移行認定申請では「公益法人」を「冠」に使用する支部はなく、支部の扱いは同等になります。

3、定款の修正

第8章ブロック会

第47条本会は議決を経て、次の9地域にブロック会を置くことができる。

北海道、東北、北越、関東甲信、東海、近畿、中国、四国、九州

※事務的なミスだと思いますが、東海と近畿は、近畿東海でひとつのブロックで活動しています。下記のように修正してください。

第47条本会は、議決を経て、次の8地域にブロック会を置くことができる。

北海道、東北、北越、関東甲信、近畿東海、中国、四国、九州

回答：定款作成の過程で現定款をもとに作成しましたので、現状のブロック会運営が北海道、東北、北越、関東甲信、近畿、東海、中国、四国、九州であるとの指摘を受け、来年度の通常総会に規定の改訂をお願いする予定です。（ブロック担当理事

は7名である)

4、資料NO1-22支部運営規程

※3、公益社団法人の名称を使用しない支部の支部運営規定の全文を削除していただきたい。

公益社団法人の正式な支部でない事は関係団体と同じであり運営規定で縛る権限はない。支部運営規程は公益社団法人の支部に対して効力を発揮するものと理解している。内閣府は了解しているのですか。

回答：大阪府大会で公益社団法人移行の確認をしていただき、その後の移行形態の変更を23年度の臨時総会で「本部と東京都支部」に変更が認められた。又、附帯決議で、状況によっては「本部単体での移行申請も可能」という附帯決議を適用し、第2回公益移行認定申請を行なった。任意団体の支部の審査は行なわれません。

5、資料NO1-5代議員選挙実施規則

第3条選挙は、正会員の居住する都道府県単位に分けて行う。

第4条2選挙人及び被選挙人の所属地区別は、選挙の行なわれる年の前年の別に定める日現在の正会員台帳に記載された居住地とする。

※支部の現状として下記の会員構成となっている。また支部がない県の会員は、代議員を選出する権限がない。会員の権利として公平性欠ける。現状を考慮した代議員選出規定に修正していただきたい。

回答：公益等認定委員会に熊本県大会で裁決された「定款の改訂の案」と代議員選出規定関連の提出をし、内閣府と法務省出向の担当者から、「公益認定委員が公益法人認定に照らし否適」の判断を行う恐れがあるので「厳密に代議員選挙が認められる要件」に変更しなさい、との強い指導を受け、代議員選出規定を変更し平成23年の臨時総会に提案しました。

中部支部や大阪府支部が、会員が複数の府県に居住し、その府県の代議員定数で、代議員選挙を行うと、同一府県において2種類の代議員選挙が実施されることも予測されます。中部支部に所属する会員の選挙区が三重県で行われることになると、三重県支部が行う選挙と種類の異なる選挙管理者の下で実施されることになるためです。又、支部に所属しないで本部に直接入会する正会員の選挙も本部の理事会が代議員選挙を実施することもできません。最初の社員・評議員の決め方は、議論の余地がない所です。

中部支部：愛知県・三重県・岐阜県・静岡県

滋賀支部：滋賀県・京都府

大阪支部：星ヶ丘病院の退院会員

第3条：選挙は、正会員の所属する支部単位に分けて行う。

第4条：2選挙人及び被選挙人の所属地区別は、選挙の行なわれる年の前年の別に定める日現在の正会員台帳に記載された所属支部とする。

6、第92回理事会の議事録について

※今回の申請は、全脊連本部単独での申請を行なった。理由は本部の申請書類及び東京都支部の申請書類を関係者が検討を行なった結果、東京都支部は、公益社団移行申請を断念した。そのため本部単独で申請した。富山県大会では本部単独で申請する話は出ていない。申請に関する重大な内容であるにもかかわらず、臨時総会にもかけず、一部の理事の判断で本部単独の申請をし、事後報告でいいのでしょうか。総会での決議を軽く考えすぎではないか。各支部の了承を得るべき事である。

回答：平成23年11月26日の臨時総会において、公益法人移行申請は「本部+一部支部」で移行申請をすることが、決議されました。

第81回理事会（拡大理事会）において、公益社団法人移行について表明をした山形県支部は、経理的基礎能力及びガバナンスを有した3年後に公益社団法人へ移行することを目途とした。公益社団法人移行を表明した東京都支部は役員会において熟慮の上、方向を出すこととした。結果として東京都支部が初年度の公益社団法人移行について辞退した場合、本部単体で公益社団法人移行申請を行うことについても平成23年度11月26日に開催した平成23年度第一回臨時総会で採択されました。

【2】公益法人移行申請のその後の進展について

(社) 全国脊髄損傷者連合会総会富山県大会の終了後7つき4日に全脊連本部単体で第2回目の公益法人移行申請を行なった。

平成25年8月2日に公益認定等委員会より、今回提出の各種書類について、指摘事項及び提出書類の内容が示されました。当日の全脊連側からの出席は松本行政書士及び鈴木税理士にお願い致しました。

指摘事項及び提出書類の内容は下記の項目です。

【松本行政書士の報告】

1) ピアサポート事業について

- イ、ピアマネジャー研修のカリキュラム並びに参加人数。
- ロ、ピアマネジャー資格取得後の技術維持のための研修内容。

2) 調査研究事業について

- イ、2010年度・2012年度の調査研究事業を報告。

3) 情報提供事業について

- イ、脊損ニュースの2013年1月以降を提出。
- ロ、脊損ニュースの配布先について会員・非会員のリストを提出。
- ハ、脊髄損傷者の社会参加ガイドブックを提出。(会員・非会員リストも)。

4) 労災被災者等支援事業の報告

5) シンポジウムについて

- イ、2010年・2011年・2012年開催のシンポジウムの内容及び参加者数

(会員数・非会員数別に) を報告。

※上記の 1)・2)・3)・4)・5) について報告担当者及び各種書類の提出担当者を今回決めて 8 月 23 日までに松本行政書士に報告及び書類の提出を行うこととした。

尚、松本行政書士は全脊連側の各種の報告及び提出書類等を確認し、9 月 6 日までに公益法人認定委員会に提出する予定です。

6) 定款並びに各種規定について（指摘に対する対応は下記のとおりです）

※主に松本行政書士の指摘に対する対応を中心に、一部、妻屋理事長・赤城専務理事・市川専務理事の指摘事項に対する対応は下記のとおりです。※定款・諸規定・諸規則・諸内規等々については、本部において主に玉木理事が修正作業を行い、臨時総会の議案書とする計画です。

1・第 2 条「この法人」→「本会」に：2・第 7 条 1 項 2 号「個人又は団体」→「法人、団体並びに個人」に：3・第 7 条 1 項 3 号「支援を行う者」→「支援を行う法人、団体並びに個人」に：4・「代議員選出規定」を確認しておく。：5・第 7 条 6 項代議員の任期について「選挙後最初の定時総会の日から次年度の定時総会の日の前日まで」と規定していますが、代議員選挙実施日と定時総会開催日が前後することで代議員が存在しない期間が生じる可能性があるので検討する。：6・第 7 条 6 項「(法人法 268 条、第 278 条、第 284 条) を提起」→「(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条) を提起」に：7・第 7 条 9 項「第 7 項の補欠の代議員の任期」→「第 7 項の補欠の代議員の選任」に：8・第 7 条 9 項補欠の代議員の選任決議の有効期間は「当該決議後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで」と規定されていますが、正規の代議員の任期とズレが生じることになるので、同一にしておく。：9・第 7 条 10 項「正会員は法人法に規程された次に掲げる会員の権利を」→「正会員は法人法に規程された次に掲げる社員の権利を」に：10・第 7 条 10 項 1 号「法人第 14 条第 2 項の権利」→「法人法第 14 条第 2 項の権利」に：11・第 7 条 10 項 5 号「法人法第 51 条・・・第 5 項権利」→「法人法第 51 条の権利」に：12・第 7 条 10 項 7 号「(清算法人の貸借対照表等の閲覧)」→「(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)」に：13・10 条 3 号会員資格の喪失事由として「2 年以上会費を滞納したとき」と規定しています、「会費規程」8 条(除名)において除名事由として「2 年以上会費を滞納したとき」と規定されています。本事由は、資格喪失事由なのか、除名事由なのか。：14・第 17 条 2 項 2 号「議決権の 10 分の 1 以上を有する代議員から、会議の目的である事項」→「総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員から、代表理事に対し、総会の目的である事項」に：15・21 条 1 項議決権は「総会の決議は、…、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもつて行う」に：16・第 21 条 2 項「総代議員の半数以上であって、総代議員数の議決権の 3 分の 2 以上」→「総代議員の半数であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上」に：17・第 25 条 6 項「3 親等内の親族、その関係にある者の合計数は」→「3 親等内の親族は、その他特別の関係にある者の合計数は」の：18・第 25 条 7 項「理事又は監事に移動があったと

きは」「理事又は監事に異動があったときは」に：19・第26条「ブロック担当理事」の職務及び権限を規定する：20・第27条7号「理事会が本会の目的の範囲外・・・」→「理事が本会の目的の範囲外・・・」に：21・第28条1項「役員の任期は・・・最終のものに関する定時総会の終結の前までとし」→「役員の任期は・・・最終のものに関する定時総会の終結の時までとし」に：22・第30条報酬無報酬の上、旅費等の実費についても上限以上は自己負担というのは酷ではないか。：23・第32条2項「理事会はすべての理事を持って構成する」→「理事会はすべての理事をもって構成する」に：24・第34条見出し（設置及び構成）は定款32条と同じである。内容から（開催）ではないか。：25・第34条3項3号「・・・2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集の通知が発せられない場合に・・・」→「2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に・・・」に：26・第35条1項「・・・ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前第3項第4号後段により」→「・・・ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により・・・」に：27・第39条2項「前項の規定は、第26条第3項の規程・・・」→「前項の規定は、第26条第4項の規定・・・」に：28・第43条については、法定の機関の権利を奪うような運用は許されないので検討を要する。：29・第49条「本会の財産の管理・運用は」→「本会の財産の管理・運営は」に：30・第50条3J項「・・・主たる事務所に当該年度開始の前日から」→「・・・主たる事務所に当該事業年度開始の前日から・・・」に：31・第51条1項「本会の事業報告及び決算については」→「本会の事業報告及び決算については」に：32・運営組織・事業活動の状況等重要なものを記載した書類について主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供しなければならないが、定款に定めがない。：33・公益目的取得財産残額の算定、の定めを定款に定める。：34・第56条「・・・解散することができる」→「・・・開催する」に：35・第57条「・・・当該公益認定の取消の日から1ヶ月以内に・・・」→「・・・当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に・・・」に：36・附則5「この定款施行後の最初の代議員は、第7条に定める方法に準じた方法で予め実施される代議員において・・・」→「この定款施行後の最初の代議員は、第7条と同じ方法で予め実施される代議員選挙において」に：37・役員等の報酬規程第2条①「(1) 役員とは、理事及び監事をいい、併せて役員等という」と規定されていますが、「役員」と何を併せて「役員等」というのでしょうか。：38・役員等の報酬規定3条2項①「(別表1) 常勤役員俸給表」は月額なのか明確ではない。②総会において定めた報酬等の総額の範囲内で、各常勤理事の個別の金額を定める旨を規定をしたほうがよいのでは。：39・役員等の報酬規程3条3項本規定において、非常勤役員の『費用』の上限を常勤役員の『報酬等』の支給基準である「(別表1) 常勤役員俸給表」の1号俸の10分の1以内としている趣旨が不明。：40・役員等の報酬規定7条2項退職慰労金も報酬ですので、定款30条の規定のとおり、社員総会において定めた報酬等の総額の範囲内で、社員総会で定めた支給基準で算出した額を上限として、理事会で支給額を定める規定をしておく。：41・役員等の報酬規定8条2項本規定において、

非常勤役員の「費用」について、不支給及び支払い猶予の規定を設けていますが、法人法 64 条の規定により、法人と役員との関係は委任に関する規定に従うとされており、民法 649 条及び 650 条の規定に抵触するような定めを置くことは強行法規違反の恐れがあります。： 42 ・会員規定 2 条 3 号「第二条の会員で」とあるが何を指しているのか。： 43 ・会員規程 3 条 1 号「第二条の会員で」とあるが、何を指しているのか。

7) 公益移行予定日について

公益移行認定申請が順調に行くと公益認定が下りますが、時期的に年度の途中で認可が下りる可能性が非常に高いです。年度途中にそのような状況になりますと、決算や報告を 1 年度に 2 回行わなくてはなりません。公益認定等委員会事務局では、すべての審査が終了した後に認定書の送達を保留して、こちらが希望する時期に認定書を送達してもらうことができます。従って、2014 年 4 月 1 日を公益移行予定日とする方向で進めることとしております。

8) 移行認定後の事務について

8 月 2 日公益認定等委員の生沼参事官補佐より、移行認定後の事務能力について委員会事務局として懸念されている旨を伝えられた。公益法人会計等に精通した事務員の雇用若しくは、当方の、鈴木税理士・松本行政書士が公益移行後についても、全脊連が適切に事務等を管掌できるようになるまで、支援するなどを求められた報告が行われた。

【その他】

1. 臨時総会の開催日は 9 月 16 日を予定していたが、8 月 2 日の公益認定等委員会より第 2 回移行認定申請書について、各種の書類の提出及び指摘事項に対応し、回答を 9 月 6 日までに行うため、現時点では臨時総会を 10 月中に開催する予定とした。

臨時総会を 10 月に開催予定のため、平成 25 年度 9 月の拡大理事会の開催は行わない方向で進めております。

以上